

議案第 5 9 号

北名古屋市職員定数条例等の一部を改正する条例について

北名古屋市職員定数条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 5 年 6 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、統括参事の設置に伴い、関係条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員定数条例等の一部を改正する条例

(北名古屋市職員定数条例の一部改正)

第1条 北名古屋市職員定数条例（平成18年北名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長」の次に「、統括参事」を加える。

(北名古屋市職員互助会条例の一部改正)

第2条 北名古屋市職員互助会条例（平成18年北名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び教育長」を「、教育長及び統括参事」に改める。

(北名古屋市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 北名古屋市特別職報酬等審議会条例（平成18年北名古屋市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び教育長」を「、教育長及び統括参事」に改める。

(北名古屋市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 北名古屋市職員の旅費に関する条例（平成18年北名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「教育長」の次に「、統括参事」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。